

目次

Q 1	特に重要な項目(申請を検討の前にご確認ください).....	1
Q 2	補助金について.....	2
Q 3	交付申請期間・申請方法について.....	4
Q 4	申請書記入方法について.....	6
Q 5	申請手続き・工事開始について.....	8
Q 6	必要書類について.....	9

2021年6月16日更新

Q 1 特に重要な項目(申請を検討の前にご確認ください)

No.	問合せ内容	回答
1	V2Hの補助金はCEV補助金から交付されるのですか？	V2Hは、令和元年度補正予算と同じくCEV補助金から交付されます。
2	交付申請できるのは誰ですか。(「申請者の要件」は？)	申請者は「地方公共団体・法人・その他団体等」で、かつ、V2H充放電設備の「設置場所」ならびに「給電対象施設」を所有または使用权を有する必要があります。リース契約の場合は、リースの利用者(契約者)がこの要件を満たす必要があります。 「その他団体等」とは、町内会(認可地縁団体)、法人格をもたないマンション管理組合、マンション等のオーナーを指します。 <u>個人(マンション等のオーナーを除く)からの申請はできません。</u>
3	交付申請ができるのは、どのような施設ですか。	個人宅以外の施設で補助金の目的に沿った申請であれば可能です。
4	申請にあたっての重要な要件はどのようなものがありますか。	補助金の目的である「災害対応力の向上」を達成するために以下の点について、了承し協力いただくことが重要な「申請要件」となっています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ V2H充放電設備の設置等に関する情報を、国・地方公共団体へ提供することを了承すること ・ 災害時等に国・地方公共団体からの協力要請があった場合、可能な範囲で協力すること
5	交付申請の期間はいつですか。	V2H充放電設備の発注前、工事の開始の前に補助金交付申請が必要で、その受付は、 <u>令和3年5月24日(月)～令和3年10月29日(金)</u> までです。 また申請総額が予算額を超過すると予想される場合、令和3年10月29日(金)前でも締め切ることがあります。

Q2 補助金について

No.	問合せ内容	回答
1	V2H 充電設備は、従来の充電インフラ補助金での補助対象となりますか？	V2H については、従来の充電インフラ補助金の対象にはなりません。
2	補助対象となる経費はどの範囲となりますか。	「電気自動車等への充電」ならびに「給電対象施設への電力供給」のために必要な V2H 充放電設備ならびに工事費用のうち、センターが認めたものが補助対象となります。
3	（補助対象となる経費について）例えば太陽光発電や定置バッテリーを同時設置した場合はどこまでが CEV 補助金の対象となりますか。	太陽光発電・定置バッテリー設置のための部材費・労務費等は対象となりませんので、それらの費用を分離し補助対象経費を決定します。詳細は提出いただいた図面等を確認の上、決定することになります。従って、V2H 充放電設備以外の設備等を設置する場合は、特に V2H 充放電設備とそれ以外の工事の分離ができる図面・見積等の書類を提出してください。
4	太陽光発電や定置バッテリーの設置を V2H 充放電設備の設置に合わせて行う場合、国の他の補助金と重複して補助金を申請してもよいですか。	国の他の補助金を申請する場合は、それぞれの設備が明確に分かれている必要があります。
5	V2H 充放電設備の設置に合わせて、充電設備も設置する予定ですが、貴センターの充電インフラ補助金の申請ができますか。	国の他の補助金を申請する場合は、それぞれの設備が明確に分かれている必要があります。その上で、それぞれ別にセンターに申請していただくこととなります。
6	V2H 充放電設備を複数基設置しますが、複数基に補助は交付されますか。	一つの工事で複数基設置の場合も補助対象となります。ただし、複数基設置することが本補助事業の目的に沿ったものであることを確認させて頂くため、追加で資料を提出いただく場合があります。
7	V2H 充放電設備を複数基設置する場合、設置工事の補助金はどのように算出されるのですか。	V2H 充放電設備等設置工事費と付帯設備設置工事費は、V2H 充放電設備の基数分について、申告と上限に基づき審査・算定します。その他設置に係る費用は一つの申請ごとに、申告と上限に基づき審査・算定します。 【V2H 充放電設備設置工事の項目と補助金交付上限額】
8	補助対象となる V2H 充放電設備にどのようなものがありますか。また、どこのメーカーの V2H 充放電設備でも補助金は交付されるのですか。	センターが承認した V2H 充放電設備が補助の対象となります。補助対象 V2H 充放電設備はセンターのサイトで随時更新していますのでそちらをご確認ください。 【 補助対象 V2H 充放電設備一覧 】

No.	問合せ内容	回答
9	V2H 充放電設備は購入せずにリースして設置するのですが、その場合でも補助金の申請はできますか。	V2H 充放電設備をリースする場合も申請は可能です。 リース契約が含まれる場合は、リース会社が申請者となり、補助金はリース会社へ支払われます。リース会社は月々のリース料金に交付される補助金相当分の値下がり ^① を反映しなければなりません。【応募要領：5-15. リース契約に基づく申請の場合（申請者がリース事業を生業とすること）】
10	他に同様の補助事業を行っている機関はありますか。	地方公共団体で補助事業を行っている場合がありますので、所轄の地方公共団体にご確認ください。 また、当センターでは地方自治体の補助金情報を「 <u>全国の補助事業</u> 」としてサイトに公開しています。こちらも参考にご覧ください。 (本情報は、2019 年度以前の情報であり、また、すべて地方公共団体の補助金情報が掲載できているものではありません。参考としてご覧頂き、最新情報については各地方公共団体にご確認ください。)

Q3 交付申請期間・申請方法について

No.	問合せ内容	回答
1	補助金申請から補助金交付までの流れを教えてください。	<p>V2H 充放電設備の発注前に「補助金交付申請書」を提出してください。</p> <p>交付申請の内容を審査し、適正な申請であると認められる場合は、交付決定通知書を発送します。</p> <p>交付決定通知書発行日以降、V2H 充放電設備の発注および設置工事が可能となります。</p> <p>設備および工事の補助対象経費の支払いを完了させ、期限までに「実績報告」を提出してください。審査を経て補助金額を確定し、「補助金の額の確定通知書」を発送し、補助金を指定の口座へ振込みます。</p>
2	申請期間（申請締切）はいつまでですか。 また交付申請および実績報告の期限はいつまでですか。猶予される場合はありますか。	<p>交付申請は<u>令和3年10月29日（金）</u>までです。</p> <p>また交付申請総額が予算額を超過すると認められる場合、<u>令和3年10月29日（金）</u>前でも締め切ることがあります。</p> <p>実績報告は、<u>令和4年1月31日（月）</u>までにセンターに報告されていることが必要です。猶予されることはありませんので、日程管理が必要です。</p>
3	申請書類等の必要書類の入手方法はどのようなものがありますか。	<p>申請に係る様式類は全てオンライン申請システムから作成してください。</p>
4	急いでいるので、ダミーデータをアップロードします。先に申請を受付けてもらえますか。	<p>申請の受付はできません。</p> <p>申請のデータ作成および必要書類をアップロードした上で、申請するようにしてください。申請ボタンが押されていても、必要書類が不足している、申請書が所定の様式でない、必要事項の入力がない等、センターが適正でないと認めた場合は、申請の受付を行いません。</p> <p>実績の報告時も同様となります。</p>
5	V2H 充放電設備を設置する場所ならびに給電対象施設の所有者でなくても申請出来ますか。	<p>申請は可能です。</p> <p>ただし、交付申請までに設置場所ならびに給電対象施設の利用に関する許諾および V2H 充放電設備の保有義務期間（5 年）以上において設置・災害時等に給電対象施設に給電することの許諾を土地所有者から得た上で申請をしてください。なお、交付申請時に許諾を証する書類の提出が必要です。リース申請の場合は、使用者（契約者）が許諾を得ていることが必要となります。</p> <p>【応募要領：5-12. 申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない場合（土地・施設の利用に関する許諾書等）】</p>

No.	問合せ内容	回答
6	地方公共団体が入札前に申請することは可能ですか。	申請は可能です。ただし工事費の一部は、一般的な公共工事の積算方法とは、異なる内容がありますので注意が必要です。 【応募要領：5-18. 地方公共団体が入札前に申請する場合】
7	入力した内容に自信がありません。審査が通るかどうか、事前審査をお願いできますか。	本補助制度では、事前審査制度はありません。申請にあたりご不明な点は「応募要領」をご確認ください。それでも不明な点がある場合はコールセンターにお問い合わせください。 ・ 応募要領 ・ コールセンター：03-3548-9100 (平日9:00-12:00、13:00-17:00)
8	利益等排除はどのような場合に行う必要があるのですか。	申請者（リースの場合は使用者（契約者））が自社または資本関係にある会社からV2H充放電設備を購入する場合や、工事の施工をする場合に必要になります。交付申請時に「利益等排除申告」、実績報告時に「利益等排除申立」の提出が必要です。 【応募要領：5-16. 自社または資本関係にある会社から調達する場合（利益等排除申告、資本関係を証する書類等）】
9	V2H 充放電設備はいつから使っても良いのですか。	交付決定後に設置工事を開始し、設置工事完了後に、検収が完了しましたら、速やかにV2H充放電設備は稼働してください。
10	交付申請を作成中ですが、すべての書類がそろわなくても申請していいですか。	表示された項目へのデータ入力および必要書類のアップロードが完了していないと申請をすることができません。申請書類の作成について、センターホームページの記入例を参照してください。「操作ガイド」【申請者情報】

Q 4 申請書記入方法について

No.	問合せ内容	回答
1	設置工事開始日の定義を教えてください	V2H 充放電設備の搬入や V2H 充放電設備等設置の基礎工事などの準備や V2H 充放電設備等設置工事の一部または全部の施工を開始した日のことをいいます。
2	設置工事完了日の定義を教えてください。	補助対象経費にかかる V2H 充放電設備を稼働させる設置工事が全て完了した日のことをいいます。
3	支払完了日の定義を教えてください。	V2H 充放電設備と設置工事にかかる補助対象経費の支払いが全て完了した日のことをいいます。
4	設置場所住所、名称の他に緯度・経度を入力するようになっていますが、どのように記入すればよいですか。	市販のツールやインターネット上で利用可能な地図等を使用し設置場所住所から緯度・経度を「10 進法」にて入力してください。 例) 緯度 XX.XXXXX 経度 XXX.XXXXX
5	法人番号の欄に入力する番号は何ですか。	申請者が法人にあっては、補助金交付に関する情報がオープンデータとして gBizINFO（ジービズインフォ）において公表されることになりました。 法人番号（13 桁）は、主に下記に示す書類で確認することができます。なお、センターは入力された法人番号を確認するため、下記のいずれかの書類を提出してください。 ・法人番号指定通知書 ・国税庁の法人番号公表サイトよりダウンロードした当該 PDF ファイルデータ等 ・経済産業省の gBizINFO（ジービズインフォ）よりダウンロードした該当の PDF ファイルデータ等 【法人番号を証する書類】
6	gBizINFO（ジービズインフォ）に公表される補助金に関する情報とは何ですか。	下記の内容等が gBizINFO（ジービズインフォ）にて公表されます。 ・申請者名（交付決定先） ・法人番号 ・交付決定日 ・交付決定額
7	工事申告の入力方法について教えてください。	センターホームページ内の操作ガイドを参照してください。 工事施工会社が複数いる場合は、各工事施工会社の「見積書」を集約し、入力してください。 「操作ガイド」【工事申告の入力】
8	法人の場合、役員名簿の提出が必要とありますが、入力しなければならない役員を教えてください	役員とは取締役、会計参与、監査役になります。たとえ非常勤役員であっても役員である以上は必須となります。 申請者が法人の場合は、応募要領：「暴力団排除に関する誓約事項」の記に該当する者の排除および（別紙 1）「暴力団排除に関する誓約

No.	問合せ内容	回答
	<p>てください。</p>	<p>事項」の内容を必ず確認し、履歴事項全部証明書等に記載されている役員全員を役員名簿に入力してください。</p> <p>また、リース契約の使用者（契約者）が法人の場合は履歴事項全部証明書等と役員名簿の提出が必要となります。</p> <p>「操作ガイド」【申請者：役員名簿】</p>
9	<p>履歴事項全部証明書に変更がありました。交付申請時には登記がまだ完了していません。役員名簿はどうすればよいですか。</p>	<p>株主総会等において登記事項に変更があった場合は、変更前の履歴事項全部証明書等および変更事項を証する書類（総会資料、議事録等）を提出し、最新の役員名簿の提出をしてください。その後、登記が完了しましたら、速やかに履歴事項全部証明書等を提出してください。</p>
10	<p>見積書が消費税込の金額になっています。申請書に入力する額はどうすれば良いですか。</p>	<p>申請書はすべて税抜の額を入力してください。消費税は補助対象経費とみなしません。審査向上のため、見積書等も消費税は別途記載するようにしてください。</p>

Q5 申請手続き・工事開始について

No.	問合せ内容	回答
1	手続代行者に手続きの依頼ができるとのことですが、手続代行者は誰でもなれるのですか。	<p>審査内容の確認等を行いますので、原則工事施工会社に限っています。</p> <p>【応募要領：5-17. 申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合（手続代行者届出書（様式 V03））】</p>
2	手続代行者を依頼すれば全てやってもらえるのですか。	<p>申請者は、交付申請および実績報告にかかる業務等の一部を手続代行者に依頼できますが、センターから発行される交付決定通知書等の書類は、補助金制度の観点から、申請者宛に郵便で送付します。また、手続代行者による不正等が発生した場合は交付決定が取消され、既に補助金が交付されているときは申請者へ補助金の返還を求めますのでご注意ください。</p> <p>【応募要領：5-17. 申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合（手続代行者届出書（様式 V03））】</p>
3	下請の工事施工会社ですが、手続代行者になれますか。	<p>手続代行者は申請者と契約を結んでいることが前提となります。契約を結んでいることは、提出された見積書で確認しています。そのため、下請の工事施工会社が、手続代行者となることはできません。</p> <p>【応募要領：5-17. 申請の手続き一部を代行者へ依頼する場合（手続代行者届出書（様式 V03））】</p>
4	工事施工会社が複数いるのですが、どこに手続代行を依頼すればよいですか。	<p>複数いるうちの一社を代表として依頼してください。手続代行者を変更することはできませんので注意してください。</p> <p>代表になった工事施工会社は、申請者の指示に従い、依頼された内容について誠意をもって実施し、他の工事施工会社とも連携を取るようになしてください。連絡が取れない場合は、交付決定や補助金の支払いに時間を要す場合があり、補助金の支払いができないこともあります。</p> <p>【応募要領：5-17. 申請の手続き一部を代行者へ依頼する場合（手続代行者届出書（様式 V03））】</p>
5	補助金交付決定通知書が届けば、工事を開始しても良いですよ。	<p>工事を開始してください。</p> <p>交付決定通知書発行日以降であれば、V2H 充放電設備の発注および工事を開始できます。</p>

Q6 必要書類について

No.	問合せ内容	回答
1	<p>借地に V2H 充放電設備を設置します。</p> <p>土地ならびに給電対象施設の利用に関する許諾を証する書類というのは何を提出すればいいですか。</p>	<p>センターが求めているのは、設置場所の土地の利用ならびに給電対象施設の利用に関する許諾および V2H 充放電設備の保有義務期間(5年)以上において設置することの許諾になります。</p> <p>これらの許諾に関する覚書等がある場合には、そのコピーを提出してください。</p> <p>覚書等が無い場合は、書式は問いませんので、これらの許諾を証する書類を提出してください。</p> <p>賃貸借契約書に、これらの許諾に関する記載がある場合は賃貸借契約書のコピーでも構いません。</p> <p>【借地の場合】</p>
2	<p>交付申請時に提出する見積書は概算見積書でもいいですか。</p>	<p>概算見積書では交付申請はできません。</p> <p>正式な見積書を基に「V2H 充放電設備等設置工事申告」を入力し、提出する必要があります。</p> <p>【見積書で確認する事項】</p>
3	<p>要部写真として写真が求められています。これから建設するので、設置予定場所には何もありません。何を写せばよいのですか。</p>	<p>これから建設する場合でも工事完了後の写真と比べる必要がありますので、設置予定場所を撮影し、赤枠にて明示してください。</p> <p>要部写真は工事項目ごとに異なり、工事施工前や工事中に撮影する必要のある写真もありますのでご注意ください。</p> <p>詳細は「応募要領」の補足資料にて確認してください。</p> <p>【応募要領：5-22. 要部写真の提出資料】</p>
4	<p>V2H 充放電設備の発注書に工事費も含まれていますが問題ありませんか。</p>	<p>V2H 充放電設備を工事施工会社から購入する場合で、設置工事の見積書に V2H 充放電設備の見積が含まれる場合は、発注書に工事費が含まれていても問題ありません。</p>
5	<p>分譲のマンションに設置しますが、交付申請時に提出が必要な「住民総会」での決議を証する書類は何を提出すればいいですか。</p>	<p>V2H 充放電設備を設置することを住民が許諾し、予算の確保がされていることを証する書類になります。「住民総会」で決議されたことがセンターで確認できる書類（住民総会の議事録）を提出してください。設置事業計画の申告に決議された時期と結果を申告してください。</p> <p>なお、交付申請時点にまだ決議がされていない場合は、理事会での決議がされていることを証する書類を提出するとともに、「住民総会」の開催時期と、決議される見通しを申告してください。</p>